

# 神奈川県立大磯高等学校P T A 規約

(名 称)

**第1条** 本会は神奈川県立大磯高等学校P T Aと称する。

(事務所)

**第2条** 本会の事務所を神奈川県立大磯高等学校内におく。

(目 的)

**第3条** 本会の目的は次のとおりとする。

- (1) 家庭と学校との関係を密にし、生徒の成長について保護者またはそれにかわる者（以下「保護者」という）と校長および教職員（以下「教職員」という）とが協力する。
- (2) 家庭と学校および社会における生徒の福祉を増進する。
- (3) 学校の教育的環境を整備し、生徒の心身の健全な発達をはかる。
- (4) 会員の知識を高め、あわせて会員相互の親睦をはかる。

(方 針)

**第4条** 本会は、教育を本旨とする民主的団体として、次の方針により活動する。

- (1) 青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
- (3) 本会または本会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- (4) 学校の人事その他の管理には干渉しない。

(会 員)

**第5条** 本会の会員になることのできるものは、学校に在籍する生徒の保護者および学校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務をもつ。

**第6条** 本会の会員は、一家庭につき会費を納める。また徴収金として、生徒一人につき、教育振興費、教育環境整備費、図書費および特別教育振興費を納める。ただし、特別教育振興費については入学時のみとする。

- 2 会費および徴収金の金額は細則にて定める。
- 3 特別の理由があると認められる会員については、運営委員会にはかり、会費およびその他の徴収金を減免することができる。
- 4 教職員は会費のみを納める。ただし、教職員が生徒の保護者の場合はその限りでない。

(会 計)

**第7条** 本会の活動に要する経費は、会費および徴収金などの収入をもってあてる。

**第8条** 本会の経費は、総会において議決された予算にもとづいて執行される。

**第9条** 本会の決算は、会計監査をへて総会に報告され、承認を得なければならない。

**第10条** 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(役 員)

**第11条** 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名（保護者） 副会長 3名（保護者2、教職員1） 書記 2名（保護者1、教職員1） 会計 4名（保護者2、教職員2）

- 2 役員は、他の役員・会計監査委員および常置委員会の委員を兼ねることができない。
- 3 役員の任期は1年とする。同じ役員についての再選は妨げない。
- 4 役員に欠員が生じた場合は、本部会にて補充役員を選出することができ、運営委員会で報告する。
- 5 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第12条** 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会および運営委員会の議事を記録し、必要事務を処理する。
- (4) 会計は、本会の財産を管理しすべての会計事務を処理する。また定期総会において会計監査委員の監査承認を経た決算報告を行う。

(会計監査委員)

**第13条** 会計監査委員は、会計を監査し、その監査結果を、定期総会に報告する。

- 2 会計監査委員は、保護者より2名で構成する。
- 3 会計監査委員は、必要に応じて随時会計監査を行うことができる。
- 4 会計監査委員に欠員が生じた場合は、運営委員会での協議によってこれを補う。
- 5 補充された会計監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指名委員会)

**第14条** 役員・会計監査委員候補指名委員会（以下「指名委員会」という）は、原則として7名（教職員1名、運営委員6名）で構成する。

- 2 指名委員会は、役員および会計監査委員に対して役職別定数の候補者をあげ、被指名者の同意を得て、総会に報告する。
- 3 指名委員は、役員および会計監査委員になることができない。
- 4 指名委員会は、11月以降に発足し定期総会をもって解散する。

(予算委員会)

**第15条** 予算委員会は12名で構成し、内訳は本部役員から7名（うち教職員は3名）、各常置委員会から5名とする。

2 予算委員会は、次年度予算案を作成する。

3 予算委員会は、1月以降に発足し定期総会をもって解散する。

(総会)

**第16条** 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

**第17条** 総会は、定期総会および臨時総会とする。

2 定期総会は、定時（4月下旬から5月上旬まで）に開き、次の事項を審議事項とする。

(1) 前年度事業報告および決算報告の承認

(2) 新年度の役員および会計監査委員の選任

(3) 新年度事業計画案および予算案の承認

(4) その他の運営に必要な基本事項

3 臨時総会は、運営委員会が認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開く。

**第18条** 総会の定足数は、会員の5分の1（委任状を含む）とし、審議事項は出席者の過半数で決する。

(運営委員会)

**第19条** 運営委員会は、役員・常置委員会の正・副委員長および校長・副校長・教頭・事務長で構成する。

**第20条** 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 総会への提出議題（ただし、第17条2項（2）を除く）を作成する。

(2) 総会で決定された事項の執行にあたる。

(3) 常置委員会において立案された事業計画案を審議決定する。

(4) 常置委員会・特別委員会の活動の円滑をはかる。

(5) 必要ある場合には、特別委員会を設けることができる。

(6) その他必要事項を審査し、処理する。

**第21条** 運営委員会は、必要に応じて会長が招集し構成員の過半数をもって成立する。

(常置委員会)

**第22条** 常置委員会は次のとおりとする。

(1) 学年委員会

(2) 環境整備委員会

(3) 成人委員会

(4) 広報委員会

(5) 交通安全委員会

**第23条** 常置委員会の委員および正・副委員長は、次によってきめる。

(1) 年度末および年度はじめに保護者と教職員より委員を選出する。

(2) これらの委員は、それぞれ各常置委員の1つに所属する。

(3) 常置委員会は、互選により正・副委員長を選出する。

**第24条** 各常置委員会の任務は、次のとおりとする。

(1) 学年委員会は、各学年・各学級の活動に関する計画を立案し、実施にあたる。

(2) 環境整備委員会は、生徒および会員の福祉増進のため、環境の改善と整備にあたる。

(3) 成人委員会は、会員の研修を盛んにし、社会教育の発展に協力する。

(4) 広報委員会は、会員ならびに関係団体に対して情報の伝達・資料の収集・意見の交換に努める。

(5) 交通安全委員会は、交通安全についての啓発を図り、校内・外部組織とも連携して生徒の交通事故の防止に努める。

(規約の変更)

**第25条** 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

(補則)

**第26条** 本会の細則を定め、本会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 細則は本規約に抵触しない限り、運営委員会において出席者の3分の2以上の同意により、改正することができる。

3 改正された細則は、次期総会において報告しなければならない。

**第27条** 本会に顧問を置くことができる。

2 会長が総会の承認をへて委嘱する。

3 顧問は、本会の諮問に応じる。

## 附 則

本規約は、昭和48年4月1日から施行する。

昭和53年5月12日 一部改正

昭和61年4月23日 一部改正

昭和62年5月12日 一部改正

平成元年4月26日 一部改正

平成3年4月25日 一部改正

平成4年4月24日 一部改正

平成5年4月23日 一部改正

平成7年2月23日 一部改正

平成10年1月28日 一部改正

平成16年4月28日 一部改正

平成19年4月27日 一部改正

平成22年4月28日 一部改定

平成27年4月21日 一部改定

令和2年5月20日 一部改正

## 神奈川県立大磯高等学校 P T A 細則

**第1条** この細則は規約第26条の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 規約第6条に基づき、会員が支払う会費および徴収金を別表に定める。

**第3条** 規約第6条に基づき、私費徴収金の免除等については、次により取り扱うものとする。

### 1 免除又は徴収の猶予を受けようとする私費（諸会費）の名称

- (1) 教育振興費
- (2) PTA費
- (3) 教育環境整備費
- (4) 図書費
- (5) 生徒会費
- (6) 特別教育振興費(1学年のみ)

### 2 全額免除の対象者

- (1) 経済の主体をなしている者が当該年度中に災害を受けた者
- (2) 保護者等の死亡、傷病、失職、倒産等により、市町村民税所得割が51,300円未満となる者
- (3) その他、校長が特に認める者

### 3 提出書類

- (1) 私費徴収金免除（徴収猶予）申請書……………2(1)～(2)の者
- (2) 災証明書及び実情調書……………2(1)の者
- (3) 給与証明書もしくは収入申告書等及び実情調書及び  
死亡診断書等家計急変の事由を確認できる書類……………2(2)の者
- (4) 校長が別に求める書類……………2(3)の者

### 4 免除の期間

免除となる事由が発生した月から当該年度の最後の月までの期間とする。

なお、前記2の(1)及び(2)に該当する者で次年度においてもその生活の困窮程度が同様であると認められる者については、免除した月から通算1年を超えない範囲内でその理由により申請することができる。

### 5 免除等の通知

免除または徴収の猶予をしたときは、当該生徒の保護者にその旨を文書により通知する。

### 6 審査方法

免除にあたっての審査は、入学検定料等免除審査事務の手引（教育局行政部財務課作成）を参考に審査し、校長が決定する。

## 附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

平成18年4月1日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成25年4月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成27年4月21日	一部改正
平成29年4月1日	一部改定
平成30年4月16日	一部改定
令和5年4月25日	一部改正

別表 (第2条関係)

会費	家庭単位・月額	300円
教育振興費	生徒単位・月額	580円
教育環境整備費	生徒単位・月額	300円
図書費	生徒単位・月額	180円
特別教育振興費	生徒単位・入学時のみ	2,750円

※教職員は会費のみ (規約第6条4項)